

浜松市木質バイオマス利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化の抑制及び森林環境保全等を図るため、木質バイオマスの利用促進に係る事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 木質ペレットとは、間伐材、製材端材、その他の木材を粉碎した木くずを乾燥し、圧縮成型した円柱型の固形燃料のことをいう。

(2) 木質ペレットストーブとは、木質ペレットを燃料として使用する暖房器具又は装置のことをいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業は、市内で生産された木質ペレットの利用促進のために行う事業とし、その詳細及び補助対象経費、補助率等は、別表に定める。

2 補助金の算定にあたっては、補助対象事業費のうち、千円未満の金額を切り捨てることとする。

(補助金の申請)

第4条 本事業の申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支計画書（様式第3号）

(4) 市税納付・納入確認同意書（様式第4号）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る）

(6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）

(7) その他別表等により市長が定める添付資料

2 木質バイオマス利用促進事業の申請者は、木質ペレットストーブの購入、設置の10日前までに上記の書類を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- ア 補助事業の経費配分を変更(20%以下の変更を除く。)しようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければいけない。
- (4) 補助事業の完了により当該補助業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 規則及びこの要綱に基づく市長の指示に従うこと。

(変更の承認申請)

第 7 条 前条第 1 号ア及びイの変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更承認申請書(様式第 7 号)
- (2) 変更事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 変更収支計画書(様式第 3 号)

(補助金の交付変更決定)

第 8 条 市長は、前条の変更承認申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を変更決定し、当該申請者に交付変更決定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 第 5 条の規定により交付決定通知を受けた個人又は団体(以下「交付決定団体等」という。)は、事業完了後 30 日以内又は当年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第 9 号)
- (2) 事業成績書(様式第 2 号)
- (3) 収支決算書(様式第 3 号)

(4) その他別表等に市長が定める添付資料

(補助金の確定)

第 1 0 条 市長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類及び現地を速やかに確認し、適当と認めるときは補助金交付を確定する。また、補助金交付確定者には、交付確定通知書 (様式第 1 0 号) を交付するものとする。

(補助金の請求)

第 1 1 条 前条の規定により交付確定通知書を受けた個人又は団体は、補助金交付請求書 (様式第 1 1 号) を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第 1 2 条 申請者は、当該助成の対象となった木質ペレットストーブを法定耐用年数である 6 年間、適切に使用しなければならない。この場合において、申請者の責に帰することができない理由により木質ペレットストーブが使用できなくなったときは、この限りではない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。